平成２７年（フ）第５２４号
大阪府吹田市春日４丁目２番１―907号
債務者　住友　正弘
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６２６号
大阪府吹田市南金田２丁目５番14号、前住所大阪府吹田市南吹田１丁目１番25号
債務者　島田　香苗
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６３４号
大阪市中央区上本町西１丁目４番23―104号
債務者　ゆりこ・リラックスこと　安川由里子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７２８号
大阪府箕面市箕面４丁目９番18―406号
債務者　島田　綾子（旧姓関）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８７６号
大阪府枚方市南中振２丁目19番６号
債務者　浜田　泰明
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９１１号
大阪府東大阪市吉田６丁目６番40号　アイビーコート３Ａ、前住所大阪府東大阪市吉田６丁目６番37号　セネシオ304号
債務者　藤田　知明
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９２８号
大阪市西淀川区姫島４丁目８番３号　レジデンス姫島603号室
債務者　小栗　　誠
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９３１号
大阪市淀川区木川西３丁目３番１―508号
債務者　曽根　京子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９９９号
大阪府高槻市玉川２丁目６番308号
債務者　教学　恵美
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０５８号
大阪府摂津市鳥飼西５丁目４番28―101号
債務者　中村みな子（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８７号
大阪府富田林市錦織北２丁目６番30号
債務者　髙橋　昌代
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
堺市南区晴美台１丁29番15―207号
債務者　山野　　博
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
堺市南区晴美台１丁29番15―207号
債務者　山野　正子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
堺市中区土師町５丁６番６―403号
債務者　平島　　健
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
大阪府羽曳野市樫山189番地の12
債務者　三和リースこと　山本誠一郎
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
堺市南区桃山台１丁５番１―103号
債務者　登尾ムツ子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
大阪府羽曳野市高鷲５丁目11番３号
債務者　辻　みさお
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１９６号
堺市中区八田西町２丁11番11号　ハウスアメニティ203号
債務者　東野　美穂
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係